

2021年

3  
月号

No.330

●ユニオン出版ネットワーク [出版ネットツ] 機関誌

●2021年3月8日発行（原則毎月1回発行） ●編集・発行=出版ネットツ／forum 編集部

●〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F ●URL：<http://union-nets.org/>●phone：03-3816-2911（出版労連） ●fax：03-6369-4182 ●e-mail：[nets\\_forum@union-nets.org](mailto:nets_forum@union-nets.org)（編集部）●e-mail：（代表）[info@union-nets.org](mailto:info@union-nets.org)（共済）[kyousai@union-nets.org](mailto:kyousai@union-nets.org)（トラブル相談）[trouble@union-nets.org](mailto:trouble@union-nets.org)

## 特集

## 「労働者性」とは何か

政府が近く公表する「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に、取引に関するルールとフリーランスの労働者性を判断する基準などが示される。コロナ禍で多くのフリーランスが困窮している状況を受け、権利や保護が拡充されるのでは、という期待もあった。フリーランスが安心して働く環境をつくるには、何が求められているのか。研究者インタビューや出版ネットツが実施した調査から考える。

非正規労働者を含む雇用労働者は、労働基準法などの労働法や雇用保険などの保険制度によって安心して働く環境が整備されてきた。ではフリーランスはどうなのか？出版ネットツのトラブル対策チームがこれまで取り組んできた案件には交渉の中で「労働者性がある」と主張し、雇用労働者に準じる権利を認めさせた次のようなケースがある。

- 日給15,000円の業務委託契約で採用された漫画家アシスタント。出勤時刻がシフトで決められ、残業相当分はまったく支払われなかった。就労実態が雇用労働者と同様であり労働基準法に違反していると交渉し、残業代が支払われた。
- 雑誌編集部に月額固定で働いていた編集・ライター。専用デスクもあり社員同様に働いていたが、取材先からのクレームを理由に突然契約打ち切りに。団体交渉で解雇予告手当プラスαに相当する2か月分の補償を受けることができた。
- 雑誌休刊に伴いライター、イラストレーター、デザイナーら外注スタッフ数人が総額約200万円にのぼる報酬不払いに遭った。その中には専用デスクが編集部内にあり編集会議にも出席していた人や専属契約のスタッフもいた。親会社が団体交渉を拒んだため東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立て、未払い報酬の一部を支払わせることで和解。そのうち特に労働者性の高いスタッフは雇用保険に加入、失業手当を受給することができた。

\*

だが、たとえば左足と右手を骨折し約1か月間、編集の仕事を休まざるをえなくなったとしても、フリーランスに休業中の所得保障はいまのところ一切ない。雇用労働者な

ら通勤中の怪我にも労災が適用され、プライベートな時間に負った怪我で働けない場合は傷病手当金が支給される。

表は、仕事に関連するさまざまなセーフティネットの有無を雇用労働者と非雇用就業者で比較したものだ。非雇用就業者にはセーフティネットがほとんど何もない現状がわかる。非雇用就業者の数が増え続ける中、失業、怪我や病気、出産・育児や介護などで働けないときのフリーランスの保護はされるのか。ガイドラインが指示示す“保護されるべき”（＝労働者性のある）フリーランス像はとても限られた狭いイメージに映る。

（文：石川れい子／編集・執筆、協力：杉村和美／編集、北健一／執筆・編集）

## 雇用／非雇用のセーフティネット比較

法制度	雇用	非雇用
就業条件（契約条件）の明示	○	×
雇止め（契約打ち切り）への規制	○	×
休業手当（会社の都合で休業したときの所得補償）	○	×
労災保険の休業補償など（仕事上で怪我や病気になったとき）	○	×
健康保険などの傷病手当金（私傷病で休んだときの所得保障）	○	×
雇用保険の失業給付（失業したときの所得保障）	○	×
労働安全配慮義務（働き手が安全に働けるよう使用者が配慮する義務）	○	△
妊娠への職場の配慮義務（妊娠が休みやすい環境の整備）	○	×
母性保護（産前産後休業、危険有害業務の就業制限など）	○	×
育児休業制度、介護休業制度（育児休業給付金、介護休業給付金を含む）	○	×
ハラスマント防止措置	○	△
未払賃金立替払制度（企業倒産時の未払賃金の国による立替払い）	○	×
労働組合結成・活動	○	○

## 研究者に聞く——誰もが安心して働く明日への課題

吳学殊さんは昨年9月から現在まで33人のフリーランスから詳細な聞き取り調査を行ってきた。調査に応じてくれた人の職業は出版フリーランス、俳優、塾講師、スポーツインストラクターなど、業種も職種も多岐にわたる。

\*

**Q1 調査でわかったフリーランスの就労実態を踏まえ、今回のガイドラインをどのようにお考えになりますか？**

**A1** フリーランスの人たちは雇用労働者より弱い立場にあるにもかかわらず、労働基準法等の保護法が適用されていません。使用従属性<sup>1)</sup>という点では、俳優などは雇用労働者より厳しい環境だと思います。

フリーランスは業種や職種によっても就労実態は大きく異なりますが、それ以上に個人個人によって異なるということも強く感じました。組織で働きたくない人、子育て中で定時の出退勤が困難な人、他に仕事がなくやむなくフリーランスでできる仕事に就いた人など本当にさまざまです。ガイドラインのように基準を決めて労働者性があるかないかを分け、一律の制度をあてはめて保護する方式では、セーフティネットからこぼれ落ちてしまう人が少なからずいるだろうと危惧しています。

**Q2 労働者性を柔軟に判断しフリーランスを適切に保護するためには、どのような法制度が必要なのでしょうか。**

**A2** まず第1に、使用従属性の解釈を拡げる必要があります。2000年以降、大企業を中心に裁量労働制や高度プロフェッショナル制度が導入され、コロナ禍でリモートワークも進みました。つまり使用従属性の従来の基準はもはや雇用労働者にも当てはまらなくなっています。労働費用の削減を狙ってその基準を悪用する企業がないとも限りません。ガイドラインは35年前の1985年の判断基準<sup>2)</sup>を踏襲していますが、いまの社会状況においては使用従属性の解釈拡大はフリーランスだけでなく雇用労働者をも守ることにもつながると考えます。

第2に、フリーランスの個別性や多様性を尊重する法制度が必要です。やむなくフリーランスになった人、自由な働き方を求めてフリーランスを選択した人、いろいろです。たった一つの法規制を一律に適用するのは、個人の尊厳、人権の面からも問題です。それを念頭に、働く人なら誰にでも必要な労災などの適用拡大は求められます。

第3に、ライフステージやライフスタイルの変化に応じて雇用と非雇用、休業など、雇用形態間の移動ができるようにすることです。そのためには雇用形態間に過度な格差が生じないように同一労働同一賃金をさらに推し進める

必要があります。企業に対して雇用形態間の賃金や社会保障で有利・不利が生じないように規制を設けたり、正社員雇用の割合に応じて税制面で優遇するなどの方法が考えられます。

そして第4に、法規制の実効性を確保するのが重要です。企業に、就業規則やフリーランスとの契約内容を開示させるしくみがあれば否応なく処遇が法定水準以上に引き上げられるでしょう。労働組合や、従業員代表制を法制化して企業の内部から労働法遵守をチェックするしくみをつくることも大切です。さらに外から企業を律するために、労働基準監督官を増員し、企業への指導などを徹底すべきです。

**Q3 韓国では「全国民雇用保険制度」が導入されようとしていますが、その背景などを教えてください。**

**A3** 韓国は雇用保険の未加入者が全就業者の半数近くを占めています。雇用形態が多様化して雇用と非雇用間を移動する人も多く、雇用／非雇用に分けて制度をつくっても本当に保護が必要な人に届かないという課題がありました。

誰でも安心して働く環境をつくるため、全就業者への雇用保険適用が発表されました。昨年12月にまず芸能従事者に適用が拡大され、今後2025年までの間に保護の必要度の高い職種から順次、拡大していく計画です。税務と社会保険の情報共有化を進め、賃金労働者の雇用保険加入の基準も労働時間から所得に変更される予定です。

1) 使用者（雇用主や発注者）の指揮監督下で働いていること、その労務に対して報酬が支払われることを要件とする概念。使用従属性の判断は、仕事の依頼に対する諸否の自由、仕事中の指導監督、時間や場所の拘束性、代替性の有無などを総合して決まる。

2) 1985年に出了旧労働省・労働基準法研究会報告で示された使用従属性による労働者性の判断基準。古くて範囲が狭いため見直しが課題になっている。



吳学殊（オウ・ハクスウ）／独立行政法人労働政策研究・研修機構で統括研究員として産業社会学、労使関係論を研究

(石川れい子／編集・執筆)

## コロナ禍アンケートから見えた潜在的リスク

昨年6月に実施したコロナ禍アンケートについて、クロス集計（項目間の関連を見る）の取り組みを進めています。今回はその中から、『働き方が雇用労働者と事業主のいずれに近いか』と『コロナ禍の影響』との関連性を考えるうえで、参考になりそうなデータをご紹介します。

表1は、〈クライアントの数〉と〈キャンセルになった仕事の有無〉との関連を示します。クライアントが1箇所か複数かによって「予想していた仕事が来なかつた」の回答率が大きく異なります。また、クライアントが多くなるとともに「キャンセルになった仕事があった」の回答率が上昇するのに対し、「特ない」の回答率は下降します。

それでは、〈クライアントの数〉と〈報酬の形態〉との関連はどうでしょうか。表2によれば、クライアントが1箇所か複数かによって「仕事ごとの支払い」「貢単価や文字単価」の回答率に大きな差があります。一方、回答者の絶対数がやや少なく有意な差とまでは言えないかもしれません、「時給制」「月額固定制」「年俸制」の回答率が、クライアントが多いほど下降する傾向も見られます。

取引先の多さや出来高ベースの報酬形態が、キャンセル等のリスクを上昇させる可能性が示唆されました。雇用を通じて実質的に企業が社会保障の役割を果たす日本において、フリーランスは取引先を複数開拓し、稼得手段を多様化させることが肝要と言われますが、そうした事業主に近

い働き方はリスクをも含みます。雇用労働者同然に扱われるながら職首に遭うようなケースへの対応とあわせ、セーフティネットのあり方を真剣に考える必要があります。

(坂井康史／校正・校閲／コロナ禍アンケートチーム)

表1 2020年2月以降にキャンセルになった仕事はありますか？  
(複数回答可)

クライアントの数は？ ↓	クライアントなどの判断で、キャンセルになった仕事があった	自己判断で、キャンセルした仕事があった	特ない	キャンセルではないが、予想していた仕事が来なかつた	キャンセルがあったかどうかわからない
1箇所 n=56	7件 12.5%	2件 3.6%	36件 64.3%	9件 16.1%	6件 10.7%
2～3箇所 n=138	43件 31.2%	11件 8.0%	46件 33.3%	63件 45.7%	10件 7.2%
4箇所以上 n=175	98件 56.0%	16件 9.1%	30件 17.1%	74件 42.3%	15件 8.6%

n=回答者数、各欄の下段はnに対する割合

表2 報酬の形態は、次のうちどれですか？(複数回答可)

クライアントの数は？ ↓	仕事ごとの支払い(1冊ごと、企画ごとなど)	貢単価や文字単価を基に、あるいは1点や1枚につきいくらという形で計算	時給制	月額固定制	年俸制	その他
1箇所 n=56	21件 37.5%	20件 35.7%	17件 30.4%	8件 14.3%	5件 8.9%	1件 1.8%
2～3箇所 n=138	100件 72.5%	71件 51.4%	33件 23.9%	11件 8.0%	6件 4.3%	5件 3.6%
4箇所以上 n=175	154件 88.0%	95件 54.3%	27件 15.4%	6件 3.4%	4件 2.3%	8件 4.6%

n=回答者数、各欄の下段はnに対する割合

## 「自由か、保護か」その先に

フリーランスで働くことを選んだんだから、保護がないのは自己責任、あきらめなきゃ。そう考える人は多い。コロナ禍が始まった当初もそうだった。

自由か、それとも保護か。自由と保護とを「二択」で選ばせる発想の根底には、この20年、内外で力を持ってきた新自由主義という思想がある。「フリーランスに保護を！」という要求は、いつもこの岩盤とぶつかってきた。

と書くと、私は自分の力で頑張り成功をつかんだ。甘える前にもっと頑張れ、と反駁されたりする。頑張って成功するとうれしい。ただ、そこには前提条件があった。

災害や感染症、不況は、自分の力で頑張れる条件を、時に容赦なく奪い取る。雇用労働者の場合、そんな時の支えを企業が、そして労働法や保険制度が担ってきた。フリーランス保護ガイドラインをめぐる論点は、「労働者」の範囲を広げ、労働法・労働者向けセーフティネットにフリーランスも載せられないかということと、そこに載らない人

向けにどんな支えを準備するか、になる。前者が「労働者性の問題」で、後者が「セーフティネット拡充の問題」だ。

コロナ禍は新自由主義的政策の破綻を浮き彫りにした。人は社会の中で生き、支えがあるから頑張れる。

私たちを含む当事者が声を挙げ、持続化給付金などの給付が実現した。税金で実施される支援が、納税者、この社会の一員に公平にいきわたるのは、考えてみれば当たり前。コロナ特例が「新しい当たり前」になり労働者の範囲も広がれば、もっと安心して働け、もっといい仕事ができる。一人ひとりの働き手と家族にも、さまざまな産業や社会にも、その方がきっといい。

「フリーランスの安心」。中身はまだまだでも、ガイドラインのタイトルにそう書かれた意味はある。出版ネットがめざしてきたフリーランスの権利確立が、たぶん、新たなスタートラインに立ったのだから。

(北健一／執筆・編集)